

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第253号)

平成15年7月3日

横情審答申第253号

平成15年7月3日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づき  
る諮問について（答申）

平成13年12月17日衛精第535号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の実施について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第1363号）」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第2324号）」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4に基づく措置解除について及びこれに関する定例決裁簿（平成13年度衛精第3008号）」、「審査請求に係る参考資料の提出について（平成13年度衛精第131号）」及び「横浜市措置入院患者の不服審査請求に対する裁決書（供覧）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次の各文書のうちの、精神保健福祉法第25条通報受理書及び精神障害者等通報書の罪名について、非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分について一部開示とした決定は、妥当である。

ア 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の実施について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第1363号）」

イ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第2324号）」

ウ 「審査請求に係る参考資料の提出について（平成13年度衛精第131号）」

(2) 横浜市長が、次の各文書を一部開示とした決定は、妥当である。

ア 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4に基づく措置解除について及びこれに関する定例決裁簿（平成13年度衛精第3008号）」

イ 「横浜市措置入院患者の不服審査請求に対する裁決書（供覧）」

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年9月28日付で行った、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の実施について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第1363号）」（以下「文書1」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項に基づく診察の結果について及びこれに関する定例決裁簿（平成12年度衛精第2324号）」（以下「文書2」という。）、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4に基づく措置解除について及びこれに関する定例決裁簿（平成13年度衛精第3008号）」（以下「文書3」という。）、「審査請求に係る参考資料の提出について（平成13年度衛精第131号）」（以下「文書4」という。）及び「横浜市措置入院患者の不服審査請求に対する裁決書（供覧）」（以下「文書5」という。以下文書1から文書5までを総称して「本件申立文書」という。）の個人情報一部開示決定の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第2号、第3号及び第4号に該当するため一部

を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第17条第2号の該当性について

次のアからエまでの情報は、申立人に係る診断・判定等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正又は円滑な執行に著しい支障が生じ、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあるため本号に該当する。

ア 文書1、文書2及び文書4のうちの精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第25条通報受理書（以下「通報受理書」という。）並びに文書1及び文書4のうちの精神障害者等通報書（精神診断書を含む。）（以下「通報書」という。）に記録された罪名、逮捕した原因、治療歴（診断名）、精神症状の概要及び現在の状態、簡易鑑定の診断名

イ 文書2及び文書4のうちの診察結果書に記録された診断名、問題行動

ウ 文書2及び文書4のうちの措置入院に関する診断書（以下「措置入院診断書」という。）に記録された病名（主たる精神障害）、生活歴及び現病歴、問題行動、診察時の特記事項

エ 文書3及び文書4のうちの措置入院者の症状消退届（以下「症状消退届」という。）に記録された病名（主たる精神障害）、入院以降の病状又は状態像の経過、訪問指導等に関する意見

(2) 条例第17条第3号の該当性について

ア 次の(ア)及び(イ)の情報は、検察官による処分（公訴を提起しない処分）の決定に関する情報であって、開示することにより、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするとともに、検察官の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号に該当する。

(ア) 文書1、文書2及び文書4のうちの通報受理書に記録された罪名、逮捕した原因、治療歴（診断名）、精神症状の概要及び現在の状態、簡易鑑定の診断名

(イ) 文書1及び文書4のうちの通報書に記録された罪名、不起訴処分（要旨）、病状の区分、病状の概要中の病名、その他参考事項、精神診断書記載内容のうち診断・判定に係る事項

イ 次の(ア)から(ス)の情報は、申立人の同意に基づかない入院形態である措置入院の決定手続きに関わった職員・関係者の氏名等に関する情報であって、開示することにより、当該職員等への心理的な不安や不信感を抱く可能性が高く、申立人

に対する適正な精神保健福祉業務の執行に支障を及ぼすおそれがあるため本号に該当する。

- (ア) 文書 1、文書 2 及び文書 3 のうちの定例決裁簿に記録された押印欄印影
  - (イ) 文書 1 及び文書 2 のうちの起案用紙に記録された精神保健指定医氏名
  - (ウ) 文書 3 のうちの起案用紙に記録された担当者訂正印印影
  - (エ) 文書 4 のうちの起案用紙に記録された担当者訂正印印影及び押印欄印影
  - (オ) 文書 5 のうちの供覧用紙に記録された押印欄印影
  - (カ) 文書 1、文書 2 及び文書 4 のうちの通報受理書に記録された受信者(氏名)、通報者(担当者氏名、電話番号)、鑑定医(氏名、勤務先)
  - (キ) 文書 1 及び文書 4 のうちの通報書に記録された取扱者印影、直通電話番号、医師(氏名、印影)
  - (ク) 文書 1 及び文書 4 のうちの診察依頼書に記録された精神保健指定医氏名
  - (ケ) 文書 2 及び文書 4 のうちの診察結果書に記録された受信者(氏名、印影)、指定医(氏名、勤務先)、立会職員氏名
  - (コ) 文書 2 及び文書 4 のうちの措置入院診断書に記録された精神保健指定医(氏名、印影)
  - (サ) 文書 3 及び文書 4 のうちの措置入院の入院措置解除について(通知)(以下「措置解除通知」という。)に記録された担当者氏名
  - (シ) 文書 3 及び文書 4 のうちの症状消退届に記録された精神保健指定医(氏名、印影)
  - (ス) 文書 4 のうちの審査請求書副本の送付及び弁明書等の提出要求について(回答)(以下「弁明書等の提出要求」という。)に記録された担当者氏名
- (3) 条例第17条第4号の該当性について

ア 次の(ア)～(ス)の職員・関係者は公務員といえども、私的生活の平穩の保護が必要であると認められるため本号に該当する。

特に、精神保健指定医は、個別の事案ごとに都道府県知事から診察を行うことを委嘱される非常勤の特別職地方公務員であり、私的生活及び業務活動への影響に配慮が必要である。

- (ア) 文書 1、文書 2 及び文書 3 のうちの定例決裁簿に記録された押印欄印影
- (イ) 文書 1 及び文書 2 のうちの起案用紙に記録された精神保健指定医氏名
- (ウ) 文書 3 のうちの起案用紙に記録された担当者訂正印印影

- (I) 文書4のうちの起案用紙に記録された担当者訂正印印影及び押印欄印影
  - (O) 文書5のうちの供覧用紙に記録された押印欄印影
  - (カ) 文書1、文書2及び文書4のうちの通報受理書に記録された受信者(氏名)、  
通報者(担当者氏名、電話番号)、鑑定医(氏名、勤務先)
  - (キ) 文書1及び文書4のうちの通報書に記録された取扱者印影、直通電話番号、  
医師(氏名、印影)
  - (ク) 文書1及び文書4のうちの診察依頼書に記録された精神保健指定医氏名
  - (ケ) 文書2及び文書4のうちの診察結果書に記録された受信者(氏名、印影)、  
指定医(氏名、勤務先)、立会職員氏名
  - (コ) 文書2及び文書4のうちの措置入院診断書に記録された精神保健指定医(氏  
名、印影)
  - (サ) 文書3及び文書4のうちの措置解除通知に記録された担当者氏名
  - (シ) 文書3及び文書4のうちの症状消退届に記録された精神保健指定医(氏名、  
印影)
  - (ス) 文書4のうちの弁明書等の提出要求に記録された担当者氏名
- イ 文書3及び文書4のうちの症状消退届に記録された病院管理者印影は、第三者  
に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当  
な権利利益を侵害するおそれがあるため、本号に該当する。

#### 4 異議申立人の意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述にお  
いて主張している本件申立文書の一部開示決定に対する意見は、次のように要約され  
る。

- (1) 異議申立てに関する処分を取消して本人へ開示するとの決定を求める。
- (2) 事件について本人の反省材料としての効果が見込まれ、なおかつ、第三者の利益  
を侵害しない場合は、開示すべきである。
- (3) 個人の評価・診断・判定・選考・指導・相談に関する情報についての個人情報の  
本人開示には、条例などで開示しないとする自治体の対応には処分権者の決定に妥  
当性や公正さを担保できるだけの判断が欠けている。
- (4) 私の請求の趣旨からすると、公的な評価記録については、本人がその内容を知る  
ことにより、本人が啓発され努力目標として機能するように、本人のためとなる書  
き方や内容が記述されるべきであるところ、そのようには記述されていないから感

情的反発から非開示としたと判断している。

- (5) 行政事務に支障を及ぼさぬことが条件であるとの理由は、脅し文句・アンチテーゼであり、権力の暴挙を正当化するものであるので、ア その不利益な内容を具体的に・客観的に説明することを請求、イ 本人への不利益という以外の観点 第三者への不利益となるのであればその個別具体的理由から非開示理由を説明するよう請求、ウ 行政事務の目的から行政事務が成立しなくなる、又事務の公正さを失う等の理由を詳細に具体的に説明するよう請求する。
- (6) 市の担当部署より出された一部開示理由説明書には、上述の内容が欠落しているので、今再び説明を請求する。
- (7) 何も第三者が開示を請求したものでなく、本人が本人の権利回復のため個人情報の自己コントロール権の一つとして請求しているものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 精神保健福祉法について

精神保健福祉法は、第24条から第26条までに、精神障害者及びその疑いのある者について、都道府県知事（指定都市の市長を含む。以下同じ）への通報義務を定めており、第27条第1項では、通報を受けた都道府県知事は調査の上必要があると認めるときは、精神保健指定医に被通報者を診察させなければならないと規定している。

また、同法第28条の2第1項は、診察を行った医師は、厚生大臣の定めた基準に従い、被通報者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならないと規定している。

さらに、同法第29条第1項では、診察の結果、上記の症状があると認めたときは、都道府県知事は、被通報者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができるとしており、同法第29条の4及び第29条の5では、被通報者の措置症状が消退したと認められるに至ったときは、都道府県知事は直ちに入院措置を解除し、被通報者を入院させている医療機関の管理者は直ちに都道府県知事に届け出なければならないと規定している。

### (2) 本件申立文書について

ア 本件申立文書のうち文書1から文書3までは、精神保健福祉法の規定に基づき、申立人に対し市長の権限による強制的な入院措置（入院の前提となる診察の実施

及び症状の消退による措置の解除を含む。)を行った際に作成したものであり、文書4及び文書5は、申立人からの入院措置処分に対する不服申立てに伴い、審査庁である神奈川県知事から行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)に基づく審査請求書副本の送付を受け、同法第28条の規定に基づく関係文書の提出を決定した際に作成した文書であることが認められ、内容については、以下のとおりである。

#### イ 文書1について

文書1は、申立人に対し精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく診察の実施を決定した起案文書で、定例決裁簿、起案表紙、通報受理書、通報書及び診察依頼書で構成されている。

- (ア) 定例決裁簿には、決裁欄、番号、起案・決裁月日、完結月日、件名、申請通報届出者、精神障害者等氏名、病院名等が記録されている。
- (イ) 起案表紙には、起案・決裁年月日、文書番号、作成年度、保存期間、追番号、廃棄年度、件名、処理案、精神障害者(疑)氏名・住所・生年月日、診察日時、診察場所、精神保健指定医、通報受理書、診察依頼書等が記録されている。
- (ウ) 通報受理書には、受信日時、受信者、通報者、精神障害者(氏名、住所、性別、生年月日、年齢、職業)、引取者(氏名、住所、性別、年齢、続柄、職業、連絡先)、罪名、拘留場所、拘留期限、拘留延長、逮捕日時及び場所、逮捕した原因(事件の概要)、治療歴、精神症状の概要及び現在の症状、検察庁・裁判所の取扱(簡易鑑定、鑑定医、簡易鑑定の診断名)、保護者(氏名、住所、性別、続柄、職業、連絡先)、通報書送付予定、家族状況等が記録されている。
- (エ) 通報書には、通報欄(年月日、検察官検事氏名、印影)、精神障害者等(氏名、生年月日、年齢、性別、本籍、居住地)、罪名、不起訴処分(処分の日、検察庁名、要旨)、裁判(裁判の日、裁判所名、要旨)、精神保健福祉法第25条に規定するその他特に必要があると認められた理由、病状の区分、病状の概要又は麻薬中毒(の疑いのある)者と認められた理由、引取人(氏名、住所)等と取扱者の印影及び直通電話番号が記録されている。

また、通報書に添付された精神診断書には、年月日、医師名及び医師の印影、受信者(氏名、性別、生年月日、年齢)、診断を行った場所、診断を行った日時、診断(病歴)等が記録されている。

- (オ) 診察依頼書には、診察を依頼した精神保健指定医の氏名、被診察者(氏名、



住所、生年月日、年齢)、現に保護の任に当たっている者(氏名、住所、年齢、被診察者との続柄)、診察年月日、診察場所等が記録されている。

#### ウ 文書2について

文書2は、文書1により実施した診察の結果に基づき、横浜市の処分を決定した際の決裁文書で、定例決裁簿、起案表紙、通報受理書、入院措置書、入院措置通知書、診察の結果について(通知)、診察結果書、措置入院診断書で構成されている。

(ア) 定例決裁簿及び通報受理書は、前記イの(ア)及び(ウ)と同様の文書である。

(イ) 起案表紙には、起案・決裁月日、文書番号、作成年度、保存期間、追番号、廃棄年度、件名、処理案、入院者(氏名、住所、生年月日)、診察結果、精神保健指定医、診察及び入院年月日、診察場所、入院病院、入院措置書、入院措置通知書、当該区保健所長あて通知、診察結果書及び診断書等が記録されている。

(ウ) 診察結果書には、診察通知番号、受信日時、受信者、患者(氏名、住所、性別、生年月日、年齢、職業)、保護者(氏名、住所、性別、年齢、連絡先)、診察月日、指定医、病院、診察場所、精神障害の有無、診断名、問題行動、医学的総合判断、行政庁(立会職員)記載欄、護送、立会職員等が記録されている。

(エ) 措置入院診断書には、申請等の形式、申請等の添付資料、被診察者(氏名、住所、生年月日、年齢、職業)、病名、生活歴及び現病歴、初回入院期間、前回入院期間、初回から前回までの入院回数、問題行動、現在の病状又は状態像、診察時の特記事項、医学的総合判断、診断欄、行政庁における記載欄、行政庁の措置等が記録されている。

#### エ 文書3について

文書3は、申立人の入院先医療機関の管理者から提出された、精神保健福祉法第29条の5の規定に基づく症状消退届により、横浜市が入院措置の解除を決定した際の決裁文書で、定例決裁簿、起案表紙、入院措置解除通知書、措置解除通知、症状消退届で構成されている。

(ア) 定例決裁簿は、前記イの(ア)と同様の文書である。

(イ) 起案表紙には、起案・決裁月日、文書番号、作成年度、保存期間、追番号、廃棄年度、件名、処理案、措置入院者(氏名、住所、生年月日、措置入院年月

日、措置入院中の病院)、措置解除年月日、措置解除後の処遇、措置解除通知書、当該区保健所あて通知、措置入院者の症状消退届等が記録されている。

(ウ) 措置解除通知には、通知文、措置入院者の氏名、住所、生年月日、措置入院していた病院、措置解除年月日、措置解除後の治療形態、衛生局担当者氏名等が記録されている。

(I) 症状消退届には、届け出た病院名、所在地、管理者名、印影、措置入院者(氏名、住所、性別、生年月日、年齢)、保護者(氏名、住所、続柄、生年月日)、措置年月日、病名、入院以降の病状又は状態像の経過、措置症状の消退を認めた精神保健指定医氏名、印影、措置解除後の処遇に関する意見、退院後の帰住先、訪問指導等に関する意見等が記録されている。

#### オ 文書4について

文書4は、申立人からの入院措置処分に対する不服申立てに伴い、審査庁である神奈川県知事から行服法第22条第1項の規定に基づく審査請求書副本の送付を受けるとともに、同法第28条の規定に基づいて弁明書等の提出を決定した際の決裁文書で、起案用紙、神奈川県知事への回答文案及び回答文の写し、文書1から文書3のうちの定例決裁簿を除いた文書の写し、神奈川県知事からの弁明書等の提出要求、審査請求書副本で構成されている。

(ア) 起案用紙には、起案年月日、決裁年月日、文書番号、作成年度、記号、保存期間、追番号、廃棄年度、件名、処理案、決裁欄等が記録されている。

(イ) 神奈川県知事への回答文案及び回答文の写しには、回答文、衛生局担当課、担当者名等が記録されている。

(ウ) 文書1から文書3のうちの定例決裁簿を除いた文書の写しについては、前記イの(イ)から(オ)並びに前記ウ及びエの(イ)から(イ)までの文書と同様である。

#### カ 文書5について

文書5は、行服法第42条第2項の規定に基づき、神奈川県知事から申立人の不服申立てに係る裁決書の謄本が送付された際の供覧文書で、定例決裁簿、裁決書謄本の送付文及び裁決書の謄本で構成されており、定例決裁簿は、前記イの(ア)と同様の文書である。

### (3) 条例第17条第2号の該当性について

ア 条例第17条第2号では、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に著しい支障が

生ずるおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 本号は、特定の個人を対象とする事務の適正な執行を確保するため、当該事務の処理に伴って記録された情報のうち、通常本人が知り得ない評価・判定に関する情報を開示しないことができる旨を定めたものである。

ウ 実施機関は、文書 1 から文書 4 に記録された情報について、本号に該当するとして非開示としているので、本号該当性を個別に検討することとする。

エ 文書 1 について

(ア) 実施機関は、文書 1 のうちの通報受理書に記録された逮捕した原因、治療歴の診断名、精神障害の概要及び現在の状態、簡易鑑定の診断名は、本号に該当する申立人に係る診断・判定等に関する情報であると主張している。

文書 1 は、横浜市が精神保健福祉法に基づいて、本人の同意を必要としない措置入院に関する精神保健福祉業務を行う過程で作成されており、通報受理書は、横浜市職員が通報者から口頭又は電話で聞き取った内容を記入し、横浜市が通報のあった者に対する診察の実施・不実施の判断をするために作成しているものである。

したがって、通報受理書に記録されている逮捕した原因、治療歴の診断名、精神障害の概要及び現在の状態、簡易鑑定の診断名の情報は、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

(イ) また、実施機関は、文書 1 のうちの通報書に記録された不起訴処分（要旨）、病状の区分、病状の概要中の病名、その他参考事項欄に記録された情報及び精神診断書記載内容のうち診断、判定にかかる事項についても本号に該当するとしている。

通報書は、通報元である横浜地方検察庁検察官検事が作成し、市長あて送付したものであり、横浜市が診察の実施、不実施の判断、診察実施の際の日時、場所等について精査するための資料としているものである。

したがって、通報書に記録された不起訴処分（要旨）、病状の区分、病状の

概要中の病名、その他参考事項欄に記録された情報及び精神診断書記載内容のうち診断、判定等にかかる事項の情報は、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

- (ウ) 実施機関は、文書1の通報受理書及び通報書に記録されている罪名について本号に該当するとして非開示にしているが、申立人が逮捕される際には、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第201条（逮捕状による逮捕の手続き）又は同法第210条（緊急逮捕）等により、逮捕理由を本人に告知することが義務づけられていることから、これを開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

#### オ 文書2について

実施機関は、文書2のうち、診察結果書に記録された診断名及び問題行動並びに措置入院診断書に記録された病名、生活歴及び現病歴欄に記録された情報、問題行動、現在の病状又は状態像欄に記録された情報及び診察時の特記事項欄に記録された情報は、本号に該当する申立人に係る診断・判定等に関する情報であると主張している。

文書2は、文書1と同様に横浜市が精神保健福祉法に基づいて、本人の同意を必要としない措置入院に関する精神保健福祉業務を行う過程で作成されており、文書2のうち診察結果書及び措置入院診断書は、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、診察を行った2名の精神保健指定医が作成したもので、診察を行った結果と入院措置の要・不要についての判断に関する情報が記録されている。

したがって、診察結果書に記録された診断名及び問題行動並びに措置入院診断書に記録された病名、生活歴及び現病歴欄に記録された情報、問題行動、現在の病状又は状態像欄に記録された情報及び診察時の特記事項欄に記録された情報は、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれが

あることから、本号に該当する。

なお、文書2のうちの通報受理書については、前記(3)エ(ア)及び(ウ)で述べたとおりである。

#### カ 文書3について

実施機関は、文書3のうち症状消退届に記録された病名、入院以降の病状又は状態像の経過欄及び訪問指導等に関する意見欄に記録された情報は、本号に該当する申立人に係る診断・判定等に関する情報であると主張している。

文書3は、文書1及び文書2と同様に横浜市が精神保健福祉法に基づいて、本人の同意を必要としない措置入院に関する精神保健福祉業務を行う過程で作成されており、文書3のうち症状消退届は、入院先医療機関の管理者から精神保健福祉法第29条の5に基づき市長あて提出されたものであり、精神保健福祉法第29条の4第2項に規定する入院措置解除を行う場合の要件となる文書である。

したがって、症状消退届に記録された病名、入院以降の病状又は状態像の経過欄及び訪問指導等に関する意見欄に記録された情報は、個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、開示すると、その内容によっては、申立人との見解の相違があった場合には、申立人の心理的反発や抵抗が生ずることが予想され、その結果、指定医等の客観的かつ適正な評価、診断が困難になるおそれがあるなど、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

#### キ 文書4について

文書4に添付されている文書1から文書3のうちの定例決裁簿を除いた文書の写しに記録されている本号該当部分については、前記(3)エからカに述べたとおりである。

#### (4) 条例第17条第3号の該当性について

ア 条例第17条第3号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務に関する個人情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき（本号アからエまで省略）」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書の次の(ア)から(オ)までの情報について、本号に該当するとして非開示としている。

- (ア) 文書 1 に記録された押印欄印影、精神保健指定医氏名、受信者（氏名）、通報者（担当者氏名、電話番号）、鑑定医（氏名、勤務先）、取扱者印影、直通電話番号、医師（氏名、印影）
- (イ) 文書 2 に記録された押印欄印影、精神保健指定医（氏名、勤務先、印影）受信者（氏名、印影）、鑑定医（氏名、勤務先）、立会職員名
- (ウ) 文書 3 に記録された押印欄印影、担当者訂正印影、担当者氏名、精神保健指定医（氏名、印影）
- (エ) 文書 4（文書 4 に添付された文書 1 から文書 3 の写しを除く。）に記録された押印欄印影、担当者訂正印影、担当者氏名
- (オ) 文書 5 に記録された押印欄印影

ウ 実施機関は、前記(ア)から(オ)までの情報については、申立人の同意に基づかない入院形態である措置入院の決定手続きに関わった職員及び関係者の氏名等に関する情報であって、開示することにより、当該職員等個人への心理的な不安や不信感を抱く可能性が高く、申立人に対する適正な精神保健福祉業務の執行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としている。

実施機関が主張するように、これらの情報は、申立人の同意を必要としないで実施する措置入院の手続きに関わった職員及び関係者に係る情報であって、これを開示すると、申立人が当該職員等個人への心理的反発や不信感を抱いたりして、実施機関が行う精神保健福祉業務の適正な執行に支障が生ずると認められるから、本号に該当する。

エ また、実施機関は、前記(3)エ(ウ)で条例第17条第2号に該当しないと判断した罪名について、本号にも該当するとしているが、前記(3)エ(ウ)と同様に、逮捕する際に告知することを義務づけられていることから、罪名を本人に開示することにより、実施機関が行う精神保健福祉業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号にも該当しない。

オ さらに、実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、前記(3)で述べた情報（前記(3)エ(ウ)を除く。）について、本号にも該当するとしているが、これらの情報は、条例第17条第2号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(5) 条例第17条第4号の該当性について

ア 条例第17条第4号では、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示す

ることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき」は、当該個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書3及び文書4の症状消退届に記録された病院管理者印影について、本号に該当するとしている。

病院管理者の印影は、開示すると、当該医療機関の財産権が侵害され、当該医療機関の事業活動上の正当な権利利益を侵害するおそれがあるため、本号に該当する。

ウ また、実施機関は、本件申立文書に記録されている情報のうち、前記(4)イ及びウで述べた情報について、本号にも該当するとしているが、これらの情報は、条例第17条第3号に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

#### (6) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、精神保健福祉法第25条通報受理書及び精神障害者等通報書の罪名について条例第17条第2号及び第3号に該当するとした決定は、妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第17条第2号、第3号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年12月17日	・ 諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成13年12月21日 (第260回審査会)	・ 諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成15年4月4日 (第9回第一部会)	・ 審議
平成15年4月18日 (第10回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成15年5月2日 (第11回第一部会)	・ 審議
平成15年5月16日 (第12回第一部会)	・ 審議
平成15年6月20日 (第14回第一部会)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議